

# 山梨県立大学受託事業取扱規程

(平成30年5月7日大学第3109号)

(趣旨)

第1条 山梨県立大学(以下「大学」という。)において実施する受託事業の取扱いについて、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 「受託事業」とは、本学において外部から委託を受けて行う活動で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。ただし、山梨県立大学受託研究取扱規程に定める受託研究に該当するものを除く。
- (2) 「組織の長」とは、公立大学法人山梨県立大学山梨県立大学事務局に関する規程第2条第1項の事務局長、公立大学法人山梨県立大学基本規則第32条第1項に規定する組織の長及び同規則第29条に規定する学部等の附属組織の長をいう。
- (3) 「受託事業担当者」とは、受託事業を代表して行う本学の教職員をいう。

(受託事業の受入基準)

第3条 受託事業は、本学の教育研究に有意義であり、かつ本来の大学運営に支障を生じるおそれがないと認められるもので、社会の発展に寄与することが期待される場合に受け入れるものとする。

(受託事業の受入条件)

第4条 受託事業を受け入れる場合には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 受託事業は、委託者が一方的に中止することができないこと。
- (2) 受託事業に要する経費により本学が取得した備品等は、当該事業終了後も本学の所有とすること。
- (3) やむをえない理由により受託事業を中止し、またはその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わないものとする。
- (4) 委託者は、委託事業に要する経費を、当該事業の開始前に納付すること。
- (5) 納付された受託事業に要する経費は、返還しないこと。
- (6) その他学長が必要と認めること。

2 学長は、前項第1号から第5号のうちやむを得ないと認める条件については付さないことができる。

(受託事業の受入手続き)

第5条 本学に事業を委託しようとする者(以下「申込者」という。)は、受託事業申込書(様式第1号)を、社会連携課を經由して学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申込に基づき、当該受託事業に係る役員及び組織の長の意見を聞き、受入の可否を決定する。

3 学長は受託事業の受入の可否を決定したときは、速やかに受託事業受入決定（不決定）通知書（様式第2号）により、申込者及び受託事業担当者に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 受託事業を実施しようとするときは、申込者と受託事業の契約を行うものとする。

（受託事業経費）

第7条 委託者が納付する受託事業に要する経費（以下「受託経費」という。）は、受託事業の実施に必要な直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該事業の実施に関連して必要となる直接費以外の経費（以下「間接経費」という。）とする。

2 間接経費は、直接経費の30パーセントに相当する額を標準とする。

3 受託経費は、本学の定める手続きにより取扱うものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、受託事業に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月7日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

山梨県立大学学長 様

申込者職・氏名 印

受託事業申込

山梨県立大学受託事業取扱規程を了知の上、貴学に事業を委託したいので、別添資料を添え申し込みます。

※ 受託事業の名称、事業内容及び経費などの分かる資料を添付してください。

連絡先・担当者のお名前

様式第2号

文書番号  
年 月 日

申込者 様

山梨県立大学  
学長 印

受託事業受入決定（不決定）通知書

年 月 日付けで申し込みのあったこのことについて、受託すること（受託しないこと）を決定したので通知いたします。

- 1 受託事業の名称
- 2 受託事業担当者職・氏名

担当所属  
担当者職・氏名  
連絡先